

厚生・産業・企業常任委員会 資料1-2  
令和7年(2025年)12月19日  
健 康 医 療 福 祉 部

# 令和7年度11月補正予算 主な事業概要 補足資料 (健康医療福祉部)

## 目次

※【】は「令和7年度11月補正予算 主な事業概要」の該当頁

1 物価高騰対策事業（医療機関等）	3 【2】
2 賃上げ・物価高騰対策事業（医療機関）	4 【3】
3 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業	5 【4】
4 介護事業所等に対するサービス継続支援事業	6 【4】
5 介護施設等に対するサービス継続支援事業	7 【5】
6 物価高騰対策事業（介護サービス）	8 【5】
7 賃上げ・物価高騰対策事業（訪問看護ステーション）	9 【6】
8 福祉・介護職員等待遇改善等緊急支援事業	10 【7】
9 物価高騰対策事業（障害福祉サービス）	11 【7】
10 物価高騰対策事業（薬局）	12 【8】
11 賃上げ・物価高騰対策事業（薬局）	13 【8】
12 原油価格・物価高騰対策事業（企業庁）	14 【9】

# 物価高騰対策事業（医療機関等）

11月補正予算 主な事業概要 p2

11月補正予算額：163,102千円（国 163,102千円）／現計予算額：367,366千円

## 1 事業の目的

- 物価高騰により食材料費の負担が増加していることを踏まえ、公定価格でサービスを提供する医療機関等の安定的な運営を支えるため、支援を行う。
- また、「医療・介護等支援パッケージ」の対象外の施設に対し、支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

- 食材料費の物価高騰に伴う負担が増えた医療機関に対する支援および「医療・介護等支援パッケージ」対象外の施設に対する支援

対象施設	施設数
病院	57
有床診療所	28
歯科技工所	240
助産所、施術所	1,687

- 支援対象  
公定価格でサービスを提供する医療機関等  
(病院、有床診療所、歯科技工所、助産所、施術所)

- 支援額  
食材料費：病院・有床診療所 1床あたり2千円（9月補正分と合わせて1床あたり8千円）  
材料費等：歯科技工所、助産所、施術所 1施設当たり70千円（9月補正分と合わせて100千円）

## 3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県
- 補助率：定額

## 新 賃上げ・物価高騰対策事業（医療機関）

11月補正予算額：445,414千円（国445,414）／現計予算額：－

### 1 事業の目的

- 物価・賃金上昇に直面する診療所に対し、診療報酬改定の時期を待たず、前倒しで緊急措置として従事者の処遇改善を支援するとともに、物価高騰の影響に対して支援し、地域に必要な医療提供体制を確保する。

### 2 事業の概要・スキーム

- 医療従事者の処遇改善および診療に必要な経費に係る物価高騰対策に対する支援
- 支援対象：有床診療所、無床診療所（医科無床診療所、歯科診療所）

※ 病院については、国が直接支援

- 支援額

	有床診療所（1床あたり）	無床診療所（1施設あたり）
賃金	72千円	150千円
物価	13千円	170千円
合計	85千円	320千円

- 予算額 賃金分：137,658千円  
物価分：288,748千円  
(事務費：19,008千円)

支援額計：426,406千円

### 3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県
- 補助率：定額

新

# 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

医療福祉推進課

11月補正予算 主な事業概要 p 4

11月補正予算額：1,821,176千円（国 1,821,176千円）／現計予算額：－

## 1 事業の目的

- 介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、人材流出を防ぐための緊急的な対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

(1)介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金 【1,815,000千円 国10/10】

処遇改善加算の取得率および生産性向上推進体制加算の取得率の両方が向上できるよう補助金を加算に上乗せする形で交付する。

・対象期間 令和7年12月から令和8年5月まで（半年間）の賃上げ相当額を支給。

・対象事業所 県内の介護サービス施設・事業所約2,100事業所

・補助金額

①対象介護事業所の介護従事者 1人当たり月 1万円に相当する額。

②協働化等に取り組む事業者の介護職員に対し上乗せ0.5万円。

③介護職員の職場環境改善支援（人件費に充てた場合、介護職員に対する0.4万円の賃上げに相当）

・算定方法 対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

【執行のイメージ】

(2)算定・審査経費（外部委託）【6,176千円 国10/10】



## 3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県
- 補助率：国10/10

11月補正予算額：282,511千円（国216,511千円 -66,000千円）／現計予算額：-

## 1 事業の目的

- 物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、将来的に必要となる設備・備品の購入費用等に対する補助を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1)介護事業所等に対するサービス継続支援補助金 【265,000千円 国3/4 県1/4】

物価上昇の影響がある中でも、介護事業所・施設が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、介護事業所・施設のサービス類型・規模等を踏まえ、①～②などの購入費用等に対する補助を行う。

- ① [介護サービスを円滑に継続するための対応] 訪問・送迎など移動に伴い必要となる経費、熱中症対策ウォッチ、サーチュレーター、断熱カーテン等
- ② [大規模災害等への備え] 飲料水、食料品等の備蓄物資、ポータブル電源・蓄電池、衛生用品、医療用品、冷暖房機、簡易トイレ等

#### ＜補助上限額＞

- 施設系（特養、老健、介護医療院等）：定員1人あたり上限6千円
- 訪問介護 1事業所あたり上限20万円、30万円、40万円、50万円＜延べ訪問回数で区分＞
- 通所介護事業所 1事業所あたり上限20万円、30万円、40万円＜延べ利用者数で区分＞
- 介護事業所・施設（訪問介護、通所介護、施設系を除く）：1事業所あたり上限20万円

### (2)審査経費（外部委託）【17,511千円 国10/10】

## 3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県

- 補助率：国3/4 県1/4（県事務費 国10/10）

11月補正予算額：162,164千円（国 162,164千円）／現計予算額：-

### 1 事業の目的

- 介護保険施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供する必要があり、物価上昇の影響がある中でも、食事提供というサービスを円滑に継続するための補助を行う。

### 2 事業の概要・スキーム

#### (1)介護施設等に対するサービス継続支援補助金 【158,000千円 国10/10】

##### ①対象施設

介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、  
養護老人ホーム、軽費老人ホーム

##### ②対象経費 食材料費

##### ③支援額 各施設 定員1人あたり1.8万円（上限額）

- ・介護保険施設（地域密着型含む） 176施設 11,034名
- ・短期入所生活介護 119施設 1,531名
- ・養護、軽費老人ホーム 27施設 1,081名

#### (2)審査経費（外部委託） 【4,164千円 国10/10】

### 3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県
- 補助率：国10/10

1 1月補正予算額：11,675千円（国11,675）／現計予算額：168,435千円（-168,435）

## 1 事業の目的

- 物価高騰により食材料費の負担が増加していることを踏まえ、公定価格でサービスを提供する介護サービス事業者へ支援金を支給し、安定的な運営を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

### ○ 食料費支援

令和7年4月から令和8年3月までの間、食材料費高騰の影響を受ける県内の介護サービス事業者に対し、支援金を支給する。（物価上昇率を再計算し9月補正時よりも7%から7.5%へ上昇しているため、追加で支援する。）

### ○ 対象事業者

- ・短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・地域密着型介護老人福祉施設
- ・介護医療院・養護老人ホーム・軽費老人ホーム

### ○ 食料品価格高騰対策支援金

介護保険施設における食事の提供に係る費用について、令和6年4月以降の食材料費の価格高騰の影響を軽減するため支援金を支給する。

- ・利用者1人1日当たり（50.5円→54円を支給 年間：18,433円/人→19,710円/人）

## 3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県 ○ 補助率：国10/10

11月補正予算額：31,808千円（国 31,808千円）／現計予算額：－

### 1 事業の目的

- 訪問看護ステーション職員の賃上げ・処遇改善を支援することにより、地域に必要な訪問看護体制を確保する。

### 2 事業の概要・スキーム

(1)経済状況の変化等に対応するため、訪問看護ステーション職員に対する物価を上回る賃上げに向けた支援を行うため、訪問看護ステーションに対し給付金を支給する。 【30,324千円 国10/10】

対象事業所：県内の訪問看護ステーション（ベースアップ評価料の届出済施設等）

支援額：1施設あたり @228千円

(2)算定・審査経費（外部委託）【1,484千円 国10/10】

#### ＜事業イメージ＞



- I 医療機関や薬局は都道府県に交付申請する際に申請に必要な内容を申請し、都道府県が当該内容を適当と認めれば国に所要額を交付申請
- II 国は都道府県に所要額を交付決定し、都道府県が医療機関や薬局に支給
- III 都道府県が国に実績報告を行い、国は交付額を確定して都道府県に通知

### 3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県

- 補助率：国10/10

11月補正予算額：550,195千円（国550,195）／現計予算額：－

## 1 事業の目的

- 障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

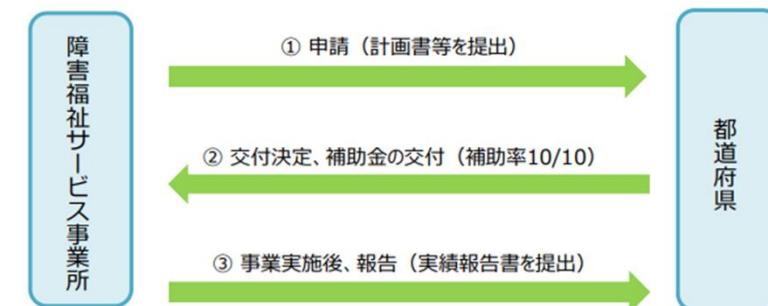
### ○施策の概要

障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援（※）を実施

※処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する（または見込み）事業者、  
対象外サービス（障害児相談支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）については処遇  
改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす（または見込み）事業者が対象

### ○支給要件・金額

障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円



## 3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県
- 補助率：10/10

11月補正予算額：20,525千円（国20,525）／現計予算額：25,899千円

## 1 事業の目的

- 物価高騰により食材料費の負担が増加していることを踏まえ、**公定価格でサービスを提供する障害福祉サービス事業者へ支援金を支給**し、安定的な運営を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要・スキーム

- 食料費支援  
令和7年4月から令和8年3月までの間、食材料費高騰の影響を受ける障害者施設・事業所に対し、支援金を支給する。
- 対象事業者  
施設入所支援、療養介護（医療型障害児入所施設）、療養介護（指定発達支援医療機関）  
福祉型障害児入所施設
- 食料品価格高騰対策支援金  
介護保険施設における食事の提供に係る費用について、令和6年4月以降の食材料費の価格高騰の影響を軽減するため支援金を支給する。
  - ・利用者1人1日当たり（50.5円→54円を支給 年間：18,433円/人→19,710円/人）

## 3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県

11月補正予算額：13,760千円（国庫13,760）／現計予算額：26,700千円

## 1 事業の目的

- 資材費や光熱費の高騰など物価高騰の影響を受けている薬局の安定経営を図り、県民への医薬品の提供体制を維持するため、支援金を給付する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 「医療・介護等支援パッケージ」対象外の施設に対する支援

- 対象施設：薬局

対象施設	施設数
薬局	688

- 支援額：20千円/施設（9月補正分と合わせて50千円）

- 積算：20千円 × 688施設 = 13,760千円

## 3 実施主体等

- 実施主体：県
- 補助率：定額

11月補正予算額：110,669千円（国庫110,669）／現計予算額：－

## 1 事業の目的

- 医療従事者の処遇改善および診療に必要な経費に係る物価上昇対策のため、給付金を支給することで、薬局における従事者の処遇改善を支援するとともに、物価上昇の影響に対して支援し、地域に必要な医療提供体制を確保する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 支援対象：保険薬局

- 支援額：1施設あたり、右表のとおり賃上げ分と物価上昇分をそれぞれ支援する。

### ○積算：

補助金(賃上げ支援分) : 62,669千円

報償費(物価上昇支援分) : 40,497千円

委託料 : 7,503千円

合 計 : 110,669千円

1施設 あたり	支援額 (1法人あたりの薬局数に応じて傾斜配分)		
	～5施設	6～19施設	20施設～
賃金	14.5万円	10.5万円	7.0万円
物価	8.5万円	7.5万円	5.0万円
合計	23.0万円	18.0万円	12.0万円

## 3 実施主体等

- 実施主体：県  
○ 補助率 : 定額

11月補正予算額：343,244千円（国343,244）／令和7年度当初予算額：-

## 1 事業の目的

- 令和7年11月22日に「強い経済」を実現する総合経済対策」が閣議決定され、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するため、重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれた。本県では、水道利用者の負担増加を軽減するため、本交付金を活用し、企業庁に対して物価高騰支援を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム

- 企業庁が行う水道用水供給事業に対する動力費および薬品費に係る令和3年度からのかかり増し経費分の支援
- 補助対象 企業庁 水道用水供給事業
- 補助対象経費 (令和7年度単価 - 令和3年度単価) × 令和7年度使用量実績
- 予算額 (見込使用量による積算)  
動力費 7.3円/kwh × 29,976,920kwh = 218,831,516円 = 218,832千円  
薬品費 50.2円/kg × 2,478,334kg = 124,412,366円 = 124,412千円  
計 343,244千円

## 3 実施主体等

- 実施主体：滋賀県
- 補助単価：令和7年度単価から令和3年度単価を除算したかかり増し経費